

(社) 通販協第21-20号
平成21年7月16日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

社団法人 日本通信販売協会
会長 上原 征彦
〒103-0024中央区日本橋小舟町3-2リブラビル2F

通信・放送の総合的な法体系のあり方答申案に対する意見

標記答申に対する、通信販売業界としての意見を下記の通り提出しますので、
よろしくお取り計らいいただきたく、お願い申し上げます。

記

項目	意見
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③番組規律 昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的問題意識の高まりを受け、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進め、その検討結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当である。	当協会の調査では2007年度の通信販売業界の売り上げ高は、3兆8800億円で、そのうちテレビショッピングは約10%の3880億円に達しており、民間放送の発展に大きく貢献しているものといえる。 今回の答申案では、ショッピング番組の取り扱いについて、「広告放送」の範囲を含め、具体的に検討を進めていくこととしているが、仮にショッピング番組を「広告放送」の範囲に含めるとされた場合、その放送時間を制約することに繋がりにかぬない。 社会的な問題意識の高まりを受けて、検討を進めるとされているが、一部の消費者やこれをサポートする人々の主張のみで判断すべき問題ではない。したがって、テレビショッピングを行っている放送局やショッピング番組事業者などから業界の実態、消費者への対応等現場の意見を十分にヒヤリングし、さらにテレビショッピングをよく活用する消費者の意見を聞いた上で、慎重な検討を行うよう要望する。